

●香川県告示第200号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口頭等による納入の通知をすることができる収入)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター</u>が行う災害共済給付に係る共済掛金又は県が事業者に委託して実施する英語に係る試験（4種類の技能を評価するためのものに限る。）に要する費用のうち県立学校の児童生徒の保護者から徴収する負担金</p> <p>(10)～(16) 略</p> <p>第1号様式 <u>(第4条関係)</u> 略</p> <p>第2号様式 <u>(第4条関係)</u> 略</p> <p>第3号様式 <u>(第4条関係)</u> 略</p> <p>第4号様式 <u>(第13条関係)</u> 略</p> <p>第5号様式 <u>(第13条関係)</u> 略</p>	<p>(口頭等による納入の通知をすることができる収入)</p> <p>第5条 規則第29条第12号に規定する別に定める収入は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>日本スポーツ振興センター</u>が行う災害共済給付に係る共済掛金のうち県立学校の児童生徒の保護者から徴収する負担金</p> <p>(10)～(16) 略</p> <p>第1号様式 <u>(第5条関係)</u> 略</p> <p>第2号様式 <u>(第5条関係)</u> 略</p> <p>第3号様式 <u>(第5条関係)</u> 略</p> <p>第4号様式 <u>(第15条関係)</u> 略</p> <p>第5号様式 <u>(第15条関係)</u> 略</p>

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。